混ぜればごみ 分ければ資源 ごみの分別・収集にご協力ください。

●可燃ごみ・埋立ごみは「<mark>新見市指定袋(赤文字)</mark>」に入れて、<mark>名前</mark>を書いて出してください。 ●資源物は「透明な袋」(目安 大きさ:45L以下、重さ:片手で持ち上げられる程度、半透明 な袋は不可(レジ袋は使用出来ません。))に入れて、<mark>名前</mark>を書いて出してください。

結んで出すようにしてください。

収集日の朝8時までに、決められた集積場所に出してください。

買い物には マイバッグ持参で!



新 寸

Ţ. 指定袋(赤文字 台所ごみ 十分に水切りをする ●プラスチック類

天ぷら油 ませ袋に入れる 紙おむつ 汚物は取り除く。

●木くず 長さ50cm以下 太さ5cm以下が目安



■革製カバン ●使いすてカイロ ●使いすてライター ● CD、カセットテープ ●発泡スチロール ●アルミ箔 ●カーテン

●ガラス類 ガラスコップ

陶磁器類 ※割れたものは、新聞紙等に包んで、袋に入れる 金属製 キャップ A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH

●油のびん 化粧品のびん

●電池・蛍光管・電球 ●薬品のびん 飲用でないもの (塗り薬,消毒液など)

※リチウムイオン電池は発火しないように テープで絶縁処理をしてから出してくだ ※できるだけ、家電販売店の自主回収をご利用



明 な袋 九 レジ く袋は 使 用できませ

1

h

物

源

●飲料用・食料用・食用油の缶

缶詰の缶 海苔などの缶 菓子の缶 ※一斗缶は金属料

ジュース・アルコールの缶

①中をきれいに洗ってください。

●アルミ缶

*アルミ缶とスチール缶の見分け方でに「CDIII」されたマークで確認 ①缶に印刷されたマークで確 ②磁石が付けば、スチール缶



●飲料用・食料用の空きびん (飲み薬のびん も含みます) ①中をきれいに洗ってく

②「飲み口」の部分の色 で、色分けし、袋に入れて出してください。



●無色透明な 756.

●茶色の 7**5**6,

●その他の 色のびん

○ビールびん、一升びんは、でき るだけ、購入店に引き取って もらいましょう。

○割れたびん、食用油びん、汚 れの取れないびんは埋立ごみ で出してください。

●飲料用・食料用の空き缶以外の金属類 なべ・やかん・フライパン









○木・布・プラスチック類の部 分は、できるだけ取り除いて ください。 ○スプレー缶は使い切り、火気

の無い場所で、**必ず"穴**"

開けて出してください。

を

●ペットボトル (飲料用・酒・しょうゆ用のみ)

- ① 中をきれいに洗い、よく乾かし ください
- ② キャップは可燃ごみとして出し てください。 ③ ラベルやシールを取り除いてく
- ④ つぶしても構いません

このマークが目印 🔼

○汚れの取れないもの は、可燃ごみに出してください。



○納豆・シメジ・即席めんの容器や、汚れ の取れないものは、可燃ごみに出して ください。

○白色のもののみで、つまようじで簡単 に穴が開くもの。

○ペットボトルの日に出してください。

○布製品のみ。毛糸や革製品、 綿(わた)が入っているもの、

●新聞 ●雑誌・雑紙

●ダンボール ●紙パック



布団、毛布などは可燃ごみです。 ○じゅうたん、カーペットは 粗大ごみです。 ※雨の日は、透明な袋に入れて出してください。

●**布類** ※ひもで縛るか、透明な袋に入れて出してください。

家具類・家庭用電気器具類などの大型ごみ

粗大ごみの「戸別収集」については 《申込み・料金など》 処理センタ- TEL (0867)96-3788 CRASO-JULITU ①申込む(電話・窓口)→ ②処理センターから収集指定日を決める電話が来る。→ ③収集指定日に、粗大ごみを指定された場所に出す。

【収集手数料の支払い方法】(次のどちらかの方法でお支払いください。) ○処理券を市役所・支局・市民センター・郵便局(一部を除く。)で購入して、粗大ごみに貼る。 ○処理分を申役所・交局・申氏セン ○収集指定日に現金で支払う。 ※新見市指定袋に入るものは、「 、埋立ごみとしてお出しいただけ

図 ●ふとん

(袋に入らないもの) ●扇風機 🚄 ▶●自転車







●ガステーブル



① Califors and the control of the 下記へお問い合わせください。 (一社) パソコン3R推進協会 TEL:03-5282-7685 ●電子レンジ

①宅配による回収

.__..5.-3202-/685 《月~金(年末年始、祝日除く) 受付:9~12時、13時~17時

貨 7 !]]] 7

次のものは収集や処理ができません。それぞれの販売店や廃棄物処理業者にご相談ください。

●家電リサイクル法の対象となっているもの









⑥産業廃棄物(建築廃材·輸送用パ

(可燃ごみ) クリーンセンター

レットなど) プ多量のペンキ、絵の具 ③自動車用オイル、灯油などの廃油 ⑤適正処理が困難なもの

●エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・ 衣類乾燥機の処分方法について

○買い換えの場合

購入するお店で引き取っていただけます。 廃棄のみの場合

・購入したお店がわかる場合は、購入した お店で引き取っていただけます。

・購入したお店がわからない、営業してい ない場合は、廃棄物処理業者にご相談 ください。

▶取り扱いできないもの

お問い合わせ先:環境課 TEL(0867)72-6124

火薬類、ガスボンベなど、爆発の危険があるもの

○ 大楽規、ガスバンへなこ、添来の心度があるもの
② 毒物、農薬、劇薬などの薬品類とその容器
③ タイヤ、自動車用部品、消火器、バッテリー、太陽光パネル、太陽熱温水器、ボイラー、大型コビー機(複合機)
④ ブロック、レンガ、コンクリーガラ、瓦、大型廃木材
⑤ 農機具、農業用資材(マルチ・あぜなみ・ハウス用ビニール・苗箱など)

直接持込の場合: (埋立・粗大ごみ) 処理センター TEL(0867)72-2971 TEL(0867)96-3788

